

各市町村立学校長 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

令和 7 年度住民税特別徴収額等の確認について（通知）

令和 7 年度分の「住民税特別徴収一覧表（以下「一覧表」という。）」を令和 7 年 6 月 16 日（月）に市町村立学校給与等報告システムにて配信しますので、令和 7 年 6 月分給与から特別徴収する令和 7 年度住民税の徴収額等につきまして下記のとおり御確認願います。

記

1 一覧表の取出し方法

- (1) 市町村立学校給与等報告システムの HOME 画面左上「共通」から「帳票・ファイル取出」を選択。
- (2) 「処理分類」より「例月_最終処理」を選択。
- (3) 「基準日等」欄に表示された最新の日付をクリックし、検索すると表示される「SQLTQF07_住民税特別徴収者リストデータ」をダウンロードする。

2 確認の留意点

(1) 特別徴収の対象とならない職員

以下に該当する職員は特別徴収の対象になりません。

ア 令和 7 年 6 月 1 日現在、育児休業、配偶者同行休業及び無給休職等により、6 月分給与の支給がない職員（※）

※ この職員の税額が一覧表に記載されている場合でも、6 月分給与から住民税が控除されていなければ、報告は不要です。

イ 令和 7 年 1 月 1 日以降、新たに本採用、臨時的任用、再任用又は会計年度任用職員として採用された職員

ただし、以下の職員は特別徴収の対象となります。

- ・人事交流により、市町村教育委員会等から転入した職員
- ・令和 7 年 4 月に本採用、臨時的任用、再任用又は会計年度任用職員（税額表区分が甲欄の者のみ）として採用されており、4 月に給与等の支給を受けた職員のうち、令和 6 年中に同一の職員番号で埼玉県から給与等の支給を受けた職員

ウ 会計年度任用職員のうち、令和 7 年 4 月の所得税申告区分が乙欄の職員

※ 特別徴収の対象とならない職員が一覧表に金額が記載されている場合は、別紙2により報告してください。（一覧表の年税額が空欄又は0円の場合は報告不要です。）

(2) 特別徴収の対象となる職員

(1)に該当する者以外の職員は特別徴収の対象者です。該当職員には既に「住民税特別徴収税額通知書」を送付済みですが、「一覧表」中の金額（年税額・月別税額等）と照合して相違がないか、給与支給明細書等で確認してください。

内容に誤りや不明な点がある場合は、別紙1により報告してください。

また、特別徴収の対象職員であるにもかかわらず、「一覧表」に記載されていない職員がいる場合は、別紙2により報告してください。

※ ただし、既に7月課税開始の「税額（変更）通知書」（6月分が0円で、7月分以降に税額が記載されているもの）が送付されている場合、又は7月からの変更通知が届いている場合は、7月以降のデータが反映されていないため報告不要です。

※ 7月から課税開始の連絡を教職員課から既に受けている場合も、報告不要です。

3 別紙1・2の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年6月24日（火）

(2) 提出先

教職員課県費事務担当（a6660-09@pref.saitama.lg.jp）FAX・郵送不可

※ 該当がない場合及び「一覧表」と税額通知書の相違点が市区町村整理番号のみの場合には、報告は必要ありません。提出期限経過後であっても、報告すべき事由が生じた場合は、その都度報告してください。

※ 別紙2の報告につきましては、別途県費事務担当から電子メールにより送付するエクセルファイルで報告をお願いいたします。

4 その他

特別徴収の対象職員から、市区町村の納税通知書が自宅に送付された旨の連絡を受けた場合は、二重払いを防止するため、内容等を確認の上、上記3の提出期限に関わらず、**至急救職員課県費事務担当まで**別紙2を電子メールにより報告してください。

なお、提出時期や市区町村の処理のタイミングによっては、第1期分を普通徴収により納付いただく可能性があります。

※お問い合わせは、原則質問票により**県費事務担当**にお願いします。

FAX : 048-825-0013

Mail : a6660-09@pref.saitama.lg.jp

給与管理担当（048-830-6671）

県費事務担当（048-825-0010）